東京都立産業貿易センター利用料金の減免に関する要綱

２６産労商支第１１５４号
平成２７年３月３１日

（目的）

第１条　この要綱は、東京都立産業貿易センター条例（昭和５８年東京都条例第１６号。以下「条例」という。）第８条及び東京都立産業貿易センター条例施行規則（昭和５８年東京都規則第８０号。以下「規則」という。）第７条の規定に基づく利用料金の減免について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

一　施設等　条例第４条の規定に基づき東京都立産業貿易センター（以下「センター」という。）に置く展示室及び会議室並びに条例別表第二に定める附帯設備をいう。

二　利用料金　条例第８条第１項に定める施設等の利用料金をいう。

三　減免基準　規則第８条及びこの要綱に定める利用料金の減額又は免除に関する基準をいう。

四　指定管理者　条例第１６条第１項の規定に基づきセンターの管理を行わせるものとして知事が指定した法人その他の団体をいう。

五　所管部署　産業労働局商工部経営支援課をいう。

（減額対象者に係る基準）

第３条　利用料金の減額対象者に係る規則第７条第１項第２号に規定する局長が別に定める基準は、以下の要件を全て満たすものとする。

一　東京都内に主たる事業所を有し、かつ、東京都内又はその一部の区域を主たる活動範囲とする団体であること。

二　定款等において、商工業振興又は貿易振興を主たる業務として定めている公共的団体であること。

三　次に掲げるいずれかの団体であること。

イ　地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に定める地方独立行政法人

ロ　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号）に定める一般社団法人又は一般財団法人で、東京都又は東京都内の区市町村が資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１以上を出資しているもの

ハ　商工業振興又は中小企業振興を目的とする特定の法律に基づき設立の認可又は指定を受けた法人で別表に掲げるもの

（指定管理者に対する指導）

第４条　所管部署は、施設等の利用を行おうとする者に対して減免基準の周知が十分に行われるよう、指定管理者に対して指導を行うものとする。

２　所管部署は、規則第８条の規定に基づき利用料金の減免申請があった場合に、減免基準に基づく適正な決定が行われるよう、指定管理者に対して指導を行うものとする。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

別表（第３条第３号関係）

対象法人	設立認可又は指定の根拠
商工会議所	商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）第 27 条
商工会	商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）第 23 条
商工会連合会	商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）第 55 条の 15
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 82 条の 2
商店街振興組合連合会	商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 36 条
信用保証協会	信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）第 6 条
指定法人	中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 7 条